

環境政策に関する展示パネル製作及びPR業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

一般廃棄物処理基本計画に基づく、リサイクルやリユースを啓発するため、プレゼンテーション資料等をもとにパネル等専門的なデザイン及びPR業務を委託するためのプロポーザルを実施する。

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 履行期限

令和7年9月1日（月）まで

4 予算額

289,000 円（税込み）以内

5 書類提出先及び問い合わせ先

〒899-7305

鹿児島県曽於郡大崎町仮宿 1029 番地

大崎町役場 環境政策課 環境政策係

電話：099-476-1111（内線 163）

FAX：099-476-3979

メール：kankyo@town.kagoshima-osaki.lg.jp

担当：竹原

6 プロポーザルの日程

実施要領等公表，募集開始	令和7年7月7日（月）
質問書提出期限	令和7年7月11日（金）
応募書類の提出期限	令和7年7月16日（水）
審査及び決定（書類審査）	令和7年7月17日（木）～25日（金）
審査結果の通知～契約	令和7年7月25日（金）～31日（木）

7 質問書について

（1）提出期限 令和7年7月11日（金）

- (2) 提出方法 電子メールのみ（口頭での質問は受け付けない）
- (3) 提出書類 質問書【様式3】
- (4) 回答方法 回答は質問者に対して随時行う。

8 企画提案書について

環境政策に関する展示パネル製作及びPR業務について申請書【様式1及び様式2】を提出（必須）することとし、任意で企画提案書等を添付。

なお、提出された申請書は返却しない。

- (1) 提出期限 令和7年7月16日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール又は郵送（郵送は書留郵便に限る）
- (3) 提出書類 申請書及び企画提案書【様式は問わない】
- (4) 提出部数 6部（郵送の場合）
- (5) その他 提出する6部のうち、1部にのみ社名を記載し、残り5部には社名を記載しないこと。

9 展示パネルについて

【パネルの作成】

町がイベントや環境学習で使用するプレゼンテーション資料を参考に、写真と原稿をデザイン・レイアウトするラフ案を提出

- (1) 提出期限 令和7年7月16日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る）
- (3) 提出書類 カラーラフ
- (4) テーマ 「リサイクルの取り組みについて」
- (5) 提出部数 6部
- (6) その他 提出する6部のうち、1部にのみ社名を記載し、残り6部には社名を記載しないこと。

10 見積書について

消費税を含まない総価の見積を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月16日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る）
- (3) 提出書類 見積書【様式は問わない】

11 プロポーザルの費用

企画書，カラーラフの作成に要する費用は，各業者の負担とする。

12 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは，別途定める審査要綱により審査委員が審査し選定する。

注) プロポーザル参加業者によるプレゼンテーションは行わず，カラーラフや企画提案書等をもとに審査を行うものとする。

(1) 審査

ア 作成の融合性（デザイン性，編集力，企画力など）

- ・読者に分かりやすく伝わるデザインで，写真・イラストなどを効果的に使用しているか。
- ・写真や行間などのレイアウトが整っているか。
- など

イ 管理体制

- ・発行にかかわるスタッフの人数や管理体制が整っているか。
- ・専門のデザイナーや専門の校正者がいるか。
- ・町との連携が円滑にとれ，迅速に対応できる体制であるか。
- など

ウ 価格

- ・今回の提案内容に対しての経費の妥当性があるか。
- など

エ 総合評価

- ・企画提案書の内容なども含めた総合評価

(2) 評価が同点の場合の措置

委員長が選定する。

(3) 実施予定日

令和7年7月17日（木）～25日（金）

(4) 結果通知予定日

令和7年7月25日（金）予定（電子メールで送付）

13 参加資格

- (1) 対象業務における町の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 申請日の日から落札決定の日までの間に、本町より指名停止を受けていないこと。
- (5) その他町長が特に必要と定める要件を満たしていること。

